

証券コード 4490
2023年5月16日

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ9F
株式会社ビザスク
代表取締役CEO 端 羽 英 子

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書面を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）については、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、「IR情報」、「株主総会」の順に選択して、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://corp.visasq.co.jp/>

電子提供措置事項については、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「ビザスク」または証券「コード」に「4490」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」の順に選択して、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月30日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月31日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ 10F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第11期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会の招集のご通知に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、本株主総会の招集のご通知に際してお送りする電子提供措置事項を記載した書面に記載された事項は、監査報告又は会計監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

1. 事業報告の新株予約権等の状況
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 計算書類の株主資本等変動計算書
4. 連結計算書類の連結注記表
5. 計算書類の個別注記表

当社の株主総会では、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止のため、以下のとおりの対応をさせていただきます。

- ・ご来場の株主様におかれましては、株主総会時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、会場設置のアルコール消毒液による消毒、他の株主様との間隔の確保にご協力をお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のための必要な対応（他の株主様との一定の間隔を確保するため会場の座席数を制限させていただきますので入場をお断りする場合がありますこと、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場のお断りや退場をお願いする場合がありますこと、厚生労働省が指定する国・地域から帰国されてから厚生労働省の定める待機期間を経過していない株主様に対して入場をお断りする場合がありますこと等）を講じることがあることをご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	はし ば えい こ 端 羽 英 子 (1978年7月11日)	2001年4月 ゴールドマン・サックス証券 会社（現ゴールドマン・サッ クス証券株式会社） 入社 2003年3月 日本ロレアル株式会社 入社 2007年7月 ユニゾン・キャピタル株式会 社 入社 2012年3月 当社設立 代表取締役CEO 就任（現任） 2021年11月 Coleman Research Group, Inc. 取締役 就任 2023年2月 同社 代表取締役 就任（現 任）	普通株式 4,444,600株
		[重要な兼職] Coleman Research Group, Inc. 代表取締役 [取締役候補者とした理由] 2012年の当社創業以来、当社の代表取締役 として、当社グループの経営を担い、当社グ ループの経営に関して深い知見を有してお り、引き続き当社グループの経営に活かして いただきたく、取締役候補者としておりま す。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	うり う ひで とし 瓜 生 英 敏 (1975年3月28日)	1999年4月 ゴールドマン・サックス証券 会社(現ゴールドマン・サッ クス証券株式会社) 入社 2005年3月 ゴールドマン・サックス・ア ンド・カンパニー サンフラ ンシスコ・オフィス勤務 2006年1月 同社 投資銀行部門 テクノ ロジー・メディア・テレコ ム・グループ ヴァイス・プ レジデント 就任 2006年3月 ゴールドマン・サックス証券 会社(現ゴールドマン・サッ クス証券株式会社) 投資銀行 部門 アドバイザリー・グル ープ ヴァイス・プレジデン ト 就任 2012年1月 同社 マネージング・ディレ クター 就任 2018年2月 株式会社マネーフォワード 社外監査役 就任 (現任) 2018年2月 当社取締役CFOコーポレー トグループ長 就任 2018年9月 当社取締役COO 就任 2021年11月 Coleman Research Group, Inc. 取締役 就任 2022年1月 当社取締役CSO 就任 (現 任) [重要な兼職] 株式会社マネーフォワード 社外監査役 [取締役候補者とした理由] 2018年の当社取締役就任以来、当社グルー プの運営、経営を担い、当社グループの経営 に関して深い知見を有しており、引き続き、 特にグローバル戦略の視点からの更なる体制 の強化に寄与していただきたく、取締役候補 者としております。	普通株式 89,450株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ケヴィン・コールマン Kevin C. Coleman (1969年6月1日)	<p>1991年9月 Dean Witter Reynolds, Inc. (現Morgan Stanley) 入社 Account Executive</p> <p>1996年6月 Multex Systems, Inc.(現 Reuters) 入社 Vice President of Sales</p> <p>2002年9月 Vista Research, LLC. (現 Guidepoint Global) 入社 Director</p> <p>2003年3月 Knowledge Direct (現 Coleman Research Group, Inc.)設立 CEO 就任</p> <p>2021年11月 当社 取締役 就任 (現任)</p> <p>[重要な兼職] なし</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社とColeman社との円滑な統合及びシナジ ーの実現のため、双方を合わせた統合会社へ の高いコミットメントを期待しております。 また、グローバル戦略の視点からの更なる経 営体制の強化を図ることを目的とし取締役候 補者としております。</p>	B種種類株式 7,816株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、当社が発行するA種種類株式を所有していません。
3. 端羽英子氏及び瓜生英敏氏は、当社が発行するB種種類株式を所有していません。
4. Kevin C. Coleman氏は、当社が発行する普通株式を所有していません。
5. 当社は、Kevin C. Coleman氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、候補者の選任が承認された場合は、候補者との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が再任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2022年5月31日開催の定時株主総会において、年額6,400万円以内と決議いただき今日に至っております。

この度、当社は、取締役の職責や、諸般の事情を考慮し、相当と考えられる金額として、取締役の報酬額を年額6,400万円以内と設定させていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る取締役は、3名（うち社外取締役0名）となります。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告の「3. 会社役員の状況」の「(4) 取締役及び監査役の報酬等」の「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の通りであります。

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2022年5月31日開催の定時株主総会において、年額540万円以内（うち社外取締役分540万円以内）と決議いただき今日に至っております。

この度、当社は、当社の事業規模の拡大及び経営環境の変化に伴い、コーポレート・ガバナンスを一層充実させるために、監査等委員である取締役の職責が増大したことや、諸般の事情を考慮し、相当と考えられる金額として、監査等委員である取締役の報酬額を年額1,600万円以内（うち社外取締役分1,600万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、3名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、アフターコロナへの対応が進展し、経済環境には持ち直しの兆候も見受けられます。ただし、欧米を中心に金融引き締め傾向が継続しており、これによる我が国の資本市場などへの影響には注意が必要な状況です。

このような状況の下、当連結会計年度における当社グループの知見プラットフォーム事業は、コンサルティングファーム等との取扱高拡大や法人クライアント口座当たり取扱高及び法人クライアント口座数の増加により全般的に好調な成長を継続しております。

グローバルENS（グローバルなコンサルティングファーム、金融機関等を主要顧客層とする事業領域）においては、米国における金利政策などに起因する株式市場の混乱などが原因となって事業環境の不安定さが継続している一方で、国内のクライアントにおいて特に好調な業況感が継続しております。

国内事業会社向けプラットフォームにおいては、マーケティング施策の推進に伴う法人クライアント口座数の拡大基調の継続と、顧客内での利用度の高まり、また、複数商材の展開が顧客のニーズに合致していることなどにより、事業の成長が継続しております。

また、前連結会計年度に買収したColeman Research Group, Inc.の業績を当連結会計年度より通期で連結しております。同社が有する顧客網、知見データベースや組織、システムを活用して、国内外のクライアントの開拓、取引ニーズの発掘を推進しております。国内のクライアントには、海外の先進事例などにアクセスできる機会を創出でき、また、海外のクライアントには、日本における事業環境、業界慣行、技術創出などに関する知見にアクセスできる機会を創出できております。このように、Coleman社との事業統合を通じた中長期的な競争優位性の確立を通じて、当社グループの事業の潜在的な成長性は飛躍的に高まっております。米国における厳しい事業環境が継続している中においても、環境への柔軟な対応や組織効率化などの施策によるグループとしての収益及び効率を追

求し、企業価値の向上を目指しております。

以上の結果、当連結会計年度末時点で登録者数は56万人超、取扱高12,383百万円となりました。

また、当連結会計年度における営業収益は8,380,515千円（前年同期比126.4%増）、営業利益4,406千円（前年同期は112,430千円の営業損失）、経常損失51,169千円（前年同期は389,762千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益75,857千円（前年同期は475,557千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、工具、器具及び備品に41,134千円であります。主に、人員の増加に伴う情報機器の取得によるものです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020年 2 月期)	第 9 期 (2021年 2 月期)	第 10 期 (2022年 2 月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2023年 2 月期)
営 業 収 益(千円)	－	1,604,316	3,702,461	8,380,515
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	－	197,232	△389,762	△51,169
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	－	201,953	△475,557	75,857
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	－	23.39	△63.20	△20.93
総 資 産(千円)	－	1,969,142	18,750,755	20,884,357
純 資 産(千円)	－	1,020,182	10,048,420	12,078,532
1株当たり純資産(円)	－	116.00	121.85	342.75

- (注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しておりますので、第8期の状況は記載していません。
2. 第10期及び第11期における1株当たり当期純損失の算定上、A種優先株式及びB種優先株式にかかる優先配当額を、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失の額から控除して算定しております。
3. 第10期及び第11期における1株当たり純資産の算定上、純資産の額から新株予約権並びに優先株式払込額を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
VISASQ SINGAPORE PTE. LTD.	350,000 シンガポールドル	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Coleman Research Group, Inc.	USD 20,258.82	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Coleman RG, Inc.	0	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Coleman Research Limited	GBP 100	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
VISASQ HONG KONG LIMITED	HK 1,000	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営
Virtual Knowledge Exchange, LLC.	0	100.0	IP開発

(注) Virtual Knowledge Exchange, LLC.は休眠会社であります。

(4) 対処すべき課題

① 知見提供サービスの多様化

当社グループは、様々な知見提供サービスを提供しております。知見提供の態様は様々な形があると考えられ、常に新たなサービスの提供機会を模索しております。顧客ニーズに合致するサービスを開発していくことは重要な経営上の戦略であると考えており、そうした新たなサービス開発を通じて、世界中の知見の流動性を高める、また、顧客とアドバイザー双方の満足度の向上に努めてまいります。

② 海外市場での事業戦略の展開及びクライアント基盤の拡充並びに既存顧客との取引の拡大

当社グループは、設立以来、コンサルティング会社や金融機関を中心にクライアント基盤を拡充してまいりましたが、近年においては、製造業などの事業会社への営業活動も積極的に行っております。その結果、各属性のクライアント基盤が着実に成長しております。また、当社は、2021年11月に買収したColeman Research Group, Inc. (以下、「Coleman社」) が有する顧客基盤、アドバイザー基盤、テクノロジー等と当社の事業の統合を通じて、グローバルな事業戦略を展開しております。

また、当社事業は特に日本においては新たな業態であり、潜在的な顧客群が広く存在しており、今後、需要を喚起して利用を促進する余地が大きいと認識しております。

今後の取り組みとして、クライアントの属性別に効率的な施策を行い、クライアント基盤の拡充を行います。併せて、既存のクライアントについては、質の良いサービスの提供や販促活動を通じて、経年的に取扱高が拡大することを目指してまいります。

③ 知見データベースの拡充

当社グループが提供あるいは仲介することのできる知見は、当社グループにおける登録者の人数や質、多様性に依存しており、それは同時に当社サービスの質に重要な影響を及ぼします。当社グループは、2023年2月末現在で56万人を超える登録者を有しておりますが、顧客満足度の向上を目指し、海外でのアドバイザー獲得も積極的に検討するほか、業界、職域、地域等の複合的な観点で登録者の拡充を進めてまいります。

④ 人材の獲得

人材の確保は当社グループの事業成長において不可欠であります。優秀な人材を獲得すること及び在籍している人材のスキルを高めていくこと、また、効果的かつ効率的な組織体制を構築して事業効率を追求することは重要な課題の一つです。採用市場は近年逼迫しておりますが、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用し、人材の獲得を進めてまいります。また、組織の拡大に応じた人事制度を設計することや、教育制度等を拡充することにより、人材の成長を促進してまいります。

⑤ 業務プロセスの効率化及び高度化

当社グループの事業は、必ずしも成熟した業態ではないため、システム開発に知見のあるシステムエンジニアや、当社業務に精通した人材及び内部監査や法令・会計等に知見のあるメンバーが協働して、安定的かつ効率的な事業運営を目指していくことが重要であると認識しております。これらは、法的リスクやレピュテーションリスクなどのリスクを低減すると同時に事業収益性の向上に結びつくため、継続して取り組んでまいります。

⑥ 安心なサービス利用の促進

アドバイザーに対するコンプライアンス・トレーニングの機会の確保によって適切な知見提供取引の実施を促進するとともに、アドバイザーの本人確認手続等を通じて顧客とアドバイザー双方が安心して当社サービスを利用できるように、努めてまいります。

⑦ 個人情報保護の対応

プラットフォーム事業者の個人情報の取扱いと保護に対し、近年、世界中で高い関心が寄せられています。当社は、個人情報や、個人が有する知見並びにその取引データを大量に保有しております。その情報価値の高さは競争優位性や事業収益性に直結するものであり、また、当社グループが情報を適切に管理することは、中長期的な当社グループの事業成長に不可欠な要素であると認識しております。このような観点のもと、情報セキュリティ・システムを継続的に強化するとともに、欧州GDPRに代表される各国の個人情報保護に対する法体制の整備に留意し、個人情報保護の社内体制整備を進めてまいります。なお、当社は、2016年9月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマーク制度の認証を受けており、これを更新しております。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

<p>グローバルENS (Expert Network Service) 主要顧客層：コンサルティングファーム、機関投資家、プライベートエクイティなど</p>	
<p>ビザスクinterview/ Coleman 1-on-1 Consultations</p>	<p>顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するアドバイザーと顧客の1時間単位のインタビュー/電話会議を、ビザスク/Colemanのメンバーが設営するサービス</p>
<p>ビザスク expert survey/ Coleman Expert Surveys</p>	<p>オンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス</p>
<p>ビザスクnow</p>	<p>業界動向や事例情報を有識者5名以上から原則24時間以内に得られるサービス</p>
<p>国内事業会社向けプラットフォーム 主要顧客層：国内事業会社</p>	
<p>ビザスクinterview</p>	<p>顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するアドバイザーと顧客の1時間単位のインタビュー/電話会議を、ビザスク/Colemanのメンバーが設営するサービス</p>
<p>ビザスク expert survey</p>	<p>オンライン・アンケート形式で、多数のアドバイザーの知見を一度に収集することをサポートするサービス</p>
<p>ビザスクnow</p>	<p>業界動向や事例情報を有識者5名以上から原則24時間以内に得られるサービス</p>
<p>ビザスクpartner</p>	<p>幅広い業界のアドバイザーが柔軟な時間設定でご支援</p>
<p>ビザスクproject</p>	<p>顧客企業の新規事業社内提案制度等において、「ビザスクinterview」や「ビザスクexpert survey」等を組み合わせて活用し、当社がプロジェクト型で顧客企業による新規事業の創出等を総合的に支援するサービス</p>
<p>ビザスクweb展示会</p>	<p>登録アドバイザー全体から募る「アイデア募集」サービス</p>
<p>ビザスクboard</p>	<p>社外取締役、監査役のマッチング・サービス</p>
<p>ビザスクreport</p>	<p>調査設計からデスクトップサーチ、インタビュー、レポートの作成まで一気通貫で支援</p>
<p>ビザスクlite</p>	<p>当社のwebプラットフォーム上で、顧客がアドバイザー選定等のマッチングを自ら行い、スポットコンサルを実施するセルフマッチング形式のサービス</p>

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年2月28日現在)

① 当社

本	社	東京都目黒区
---	---	--------

② 子会社

VISASQ SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
Coleman Research Group, Inc.	アメリカ合衆国
Coleman RG, Inc.	アメリカ合衆国
Coleman Research Limited	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
VISASQ HONG KONG LIMITED	香港
Virtual Knowledge Exchange, LLC.	アメリカ合衆国

※VISASQ HONG KONG LIMITEDは2023年2月期に「Coleman Research Hong Kong Limited」から社名を変更しております。

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
442 (19) 名	26(4) 名

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート、契約社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
199 (19) 名	31名増 (7)	31.6歳	2.1年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,945,000千円
株式会社三井住友銀行	679,687千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式	30,651,183株
A種種類株式	75,000株
B種種類株式	13,817株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	9,133,500株
(自己株式75株を含む)	
A種種類株式	75,000株
B種種類株式	13,817株

(3) 株主数 6,505名

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
	普通株式	
端 羽 英 子	4,444,600	48.6
A - F u n d II , L . P .	558,700	6.1
住友生命保険相互会社	340,400	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	216,400	2.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	210,900	2.3
CA Startups Internet Fund 2号 投資事業有限責任組合	122,600	1.3
瓜 生 英 敏	89,450	0.9
I X G S I n v e s t m e n t IV, L. P. General Partner IXGS, Inc. Director Douglas R. Stringer	75,000	0.8
安岡 徹	65,000	0.7
BNY GCM ACCOUNTS M NOM	64,700	0.7

(5) 株式会社の株式に関する重要な事項

当連結会計年度中における新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式の総数は104,650株増加しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	端羽英子	CEO Coleman Research Group, Inc. 代表取締役
取締役	瓜生英敏	CSO 株式会社マネーフォワード 社外監査役
取締役	Kevin C. Coleman	Head of Americas
社外取締役 (監査等委員)	堅田航平	五常・アンド・カンパニー株式会社 CFO Kipp Financial Technologies株式会社 社外監査役 ハルモニア株式会社 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	青山正明	株式会社キーストーン 代表取締役パートナー 株式会社ABEJA 社外監査役 株式会社P・マインド 社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	上埜喜章	ロードスターキャピタル株式会社 社外監査役 atama plus株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 堅田航平氏は、金融機関、事業会社での豊富な経験に基づき、経営・財務分野における幅広い見識を有しております。
2. 取締役(監査等委員) 青山正明氏は、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 取締役(監査等委員) 上埜喜章氏は、監査法人や金融機関での豊富な経験に基づき、会計分野における幅広い見識を有しております。
4. 2022年5月31日開催の定時株主総会において、端羽英子氏、瓜生英敏氏及びKevin C. Coleman氏が取締役(監査等委員を除く。)に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 2022年5月31日開催の定時株主総会において、堅田航平氏、青山正明氏及び上埜喜章氏が取締役(監査等委員)に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 2022年5月31日開催の定時株主総会終結の時をもって、久保雅子氏は監査役を辞任いたしました。
7. 監査等委員会設置会社として、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員の選定をしておりません。
8. 当社は、社外取締役(監査等委員)の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役等は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人等の報酬について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、次のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

- ・取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定するものとする。

- ・業績連動報酬等については、当期の営業収益と営業利益の目標値に対する達成率に応じて算出された額を支給する。

- ・業績連動報酬等が報酬全体に占める割合は、約0%から約50%の範囲内で設定するものとする。

- ・業績連動報酬等は賞与として、事業年度終了後4ヶ月以内に年1回支給するものとする。

- ・個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役に委任するものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び営業収益及び営業利益の目標値に対する達成率を踏まえた業績連動報酬等の評価配分とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	38 (0)	28 (0)	10 (0)	2 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (5)	5 (5)	—	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	1 (1)	1 (1)	—	1 (1)
合計 (うち社外役員)	44 (6)	34 (6)	10 (0)	6 (4)

- (注) 1. 当社の期末時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名（うち社外取締役0名）であります。上表の対象となる役員の員数と相違しているのは、無報酬の取締役が1名含まれているからであります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年5月31日開催の定時株主総会において、年額6,400万円以内と決議いただいております（ただし、使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名（うち社外取締役0名）です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年5月31日開催の定時株主総会において、年額540万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2021年5月28日開催の定時株主総会において、年額820万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 業績連動報酬等にかかる業績指標は当期の営業収益と営業利益の目標値に対する達成率であり、その実績は前記1.「企業集団の現況」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由としては当社の成長において営業収益の拡大が成長に重要な要素であり、また一方で当期の営業利益の水準とも適切なバランスを取る必要があるからであります。当社の業績連動報酬はその達成率に応じて算定された額を支給しております。
6. 当事業年度においては、2022年5月31日開催の取締役会にて代表取締役端羽英子に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び営業収益及び営業利益の目標値に対する達成率を踏まえた業績連動報酬等の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役（監査等委員）堅田航平氏は、五常・アンド・カンパニー株式会社のCFO並びにKipp Financial Technologies株式会社及びハルモニア株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）青山正明氏は、株式会社キーストーンの代表取締役パートナー並びに株式会社ABEJA及び株式会社P・マインドの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）上埜喜章氏は、ロードスターキャピタル株式会社及びatama plus株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 堅田航平	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回すべて、監査等委員会10回のうち10回すべてに出席いたしました。主に経営・財務の豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会では当該観点から積極的に意見を述べており、経営の監督と助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 青山正明	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回すべて、監査等委員会10回のうち10回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、コンサルティング会社、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 上埜喜章	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回すべて、監査等委員会10回のうち10回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、監査法人、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、米国子会社とのPMI関連業務に係るコンサルティング業務についての対価8百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、これまで配当を実施しておらず、今期も配当は実施いたしません。しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

当社の剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、その他年1回の間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
 2. 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。
 3. 取締役及び使用人は法令または定款に関する違反が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査等委員会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面または電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。
 2. 取締役及びは前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについてはファイナンスグループが中心となり、代表取締役が統括する。
 2. 不測の事態が発生した場合は代表取締役を対策責任者として、取締役、監査等委員会及び代表取締役が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。
 3. 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要があるときは臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
 2. 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。

3. 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査等委員会に事前の同意を得る。
 3. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
 - ⑥ 当社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制
 1. 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
 2. 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響をおよぼす事項が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ⑦ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 当社は、監査等委員会に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
 2. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
 - ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 1. 監査等委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。

2. 監査等委員会がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役は定期的に監査等委員会と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員会監査の環境整備に努める。

2. 監査等委員会は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

取締役会を19回開催し、取締役（監査等委員である者を含む。）の出席の下、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。

② 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会を10回開催した他、会計監査人を含めた三様監査や取締役へのヒアリングなどを実施しております。

③ コンプライアンスについて

1. コンプライアンス規程やマニュアルを定め、入社時だけでなく入社後も適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

2. 内部通報規程を定め、社内だけでなく弁護士事務所への外部窓口も設定し、全社員に周知をしております。

④ 内部監査について

内部監査担当者が監査等委員会の協力を仰ぎ、内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,989,570	流動負債	3,521,973
現金及び預金	3,875,082	買掛金	268,630
売掛金及び契約資産	1,789,527	未払金	357,589
その他	340,325	未払法人税等	306,483
貸倒引当金	△15,365	1年内返済予定長期借入金	325,437
固定資産	14,894,787	契約負債	1,648,435
有形固定資産	80,141	賞与引当金	329,579
建物附属設備	21,901	その他	285,817
工具、器具及び備品	273,777	固定負債	5,283,852
減価償却累計額	△215,536	長期借入金	3,299,250
無形固定資産	14,566,356	繰延税金負債	1,984,602
ソフトウェア	250,199	負債合計	8,805,825
マーケティング関連資産	235,240	(純資産の部)	
技術関連資産	1,455,553	株主資本	9,555,373
顧客関連資産	4,500,741	資本金	443,706
アドバイザー関連資産	1,481,816	資本剰余金	9,229,330
のれん	6,642,804	利益剰余金	△117,384
投資その他の資産	248,288	自己株式	△278
敷金及び保証金	87,315	その他の包括利益累計額	2,456,773
繰延税金資産	100,323	為替換算調整勘定	2,456,773
長期投資	32,468	新株予約権	66,385
長期前払費用	28,181	純資産合計	12,078,532
資産合計	20,884,357	負債純資産合計	20,884,357

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営業収益		8,380,515
営業費用		8,376,108
営業利益		4,406
営業外収益		
受取利息	27	
補助金収入	5,154	
受取家賃	13,298	18,481
営業外費用		
支払利息	46,105	
為替差損	27,356	
その他	594	74,057
経常損失		51,169
税金等調整前当期純損失		51,169
法人税、住民税及び事業税	316,790	
法人税等調整額	△443,817	△127,027
当期純利益		75,857
親会社株主に帰属する当期純利益		75,857

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,102,036	流動負債	2,484,402
現金及び預金	3,069,611	買掛金	268,410
売掛金及び		1年内返済予定	325,437
契約資産	895,116	長期借入金	
前払費用	104,615	未払金	164,630
その他	32,692	未払費用	39,374
固定資産	12,785,513	未払法人税等	293,931
有形固定資産	29,334	未払消費税等	185,443
建物附属設備	21,901	契約負債	963,316
工具、器具及び備品	91,349	前受収益	7,447
減価償却累計額	△83,916	賞与引当金	207,400
投資その他の資産	12,756,179	その他流動負債	29,010
関係会社株式	12,547,627	固定負債	3,535,653
敷金及び保証金	64,826	長期借入金	3,535,653
繰延税金資産	103,301	負債合計	6,020,055
長期前払費用	7,955	(純資産の部)	
長期投資	32,468	株主資本	10,801,109
資産合計	16,887,550	資本金	443,706
		資本剰余金	9,229,330
		資本準備金	347,630
		その他資本剰余金	8,881,700
		利益剰余金	1,128,351
		その他利益剰余金	1,128,351
		繰越利益剰余金	1,128,351
		自己株式	△278
		新株予約権	66,385
		純資産合計	10,867,494
		負債純資産合計	16,887,550

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		3,848,678
営業費用		2,811,212
営業利益		1,037,465
営業外収益		
受取利息	27	
受取家賃	13,298	13,326
営業外費用		
支払利息	49,137	
為替差損	24,528	73,665
経常利益		977,126
税引前当期純利益		977,126
法人税、住民税及び事業税	299,499	
法人税等調整額	△34,463	265,036
当期純利益		712,090

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月5日

株式会社ビザスク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	芝 田 雅 也	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	倉 本 和 芳	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビザスクの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビザスク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月5日

株式会社ビザスク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	芝 田 雅 也	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	倉 本 和 芳	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビザスクの2022年3月1日から2023年2月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の業績に関する報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月5日

株式会社ビザスク 監査等委員会

監査等委員 堅 田 航 平 ㊟

監査等委員 青 山 正 明 ㊟

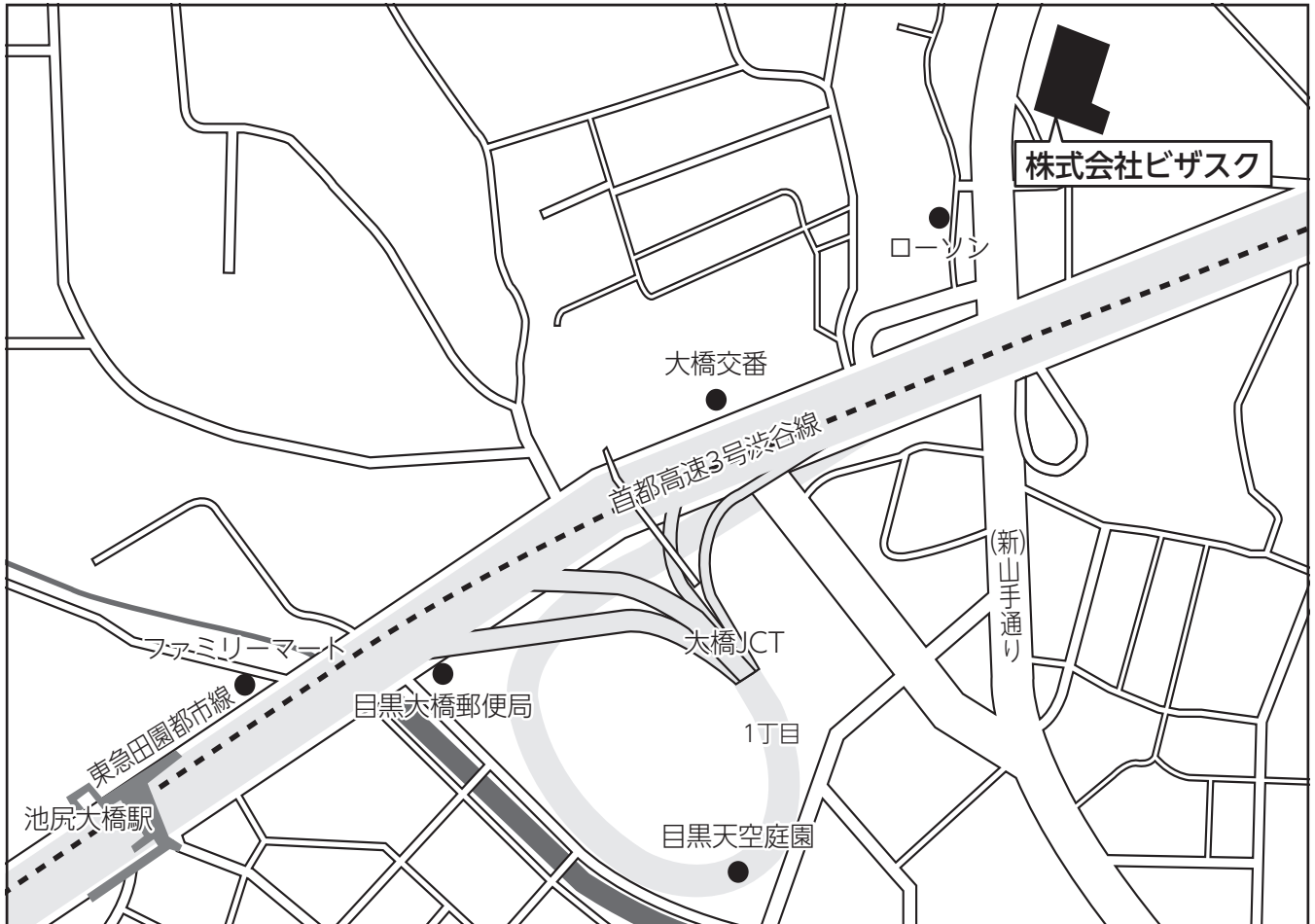
監査等委員 上 埜 喜 章 ㊟

(注) 監査等委員堅田航平、青山正明及び上埜喜章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
住友不動産青葉台ヒルズ10F



交通	東急田園都市線	池尻大橋駅	北口より	徒歩約7分
	京王井の頭線	神泉駅	南口より	徒歩約10分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。